

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月20日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

	4番	佐野多希子
	9番	西原芳明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告
第4	報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
第5	報告第17号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第6	議案第23号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
第7	議案第24号 農用地利用集積計画の承認について
第8	議案第25号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	松木美由紀
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年第7回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第7回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中また、暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。7月に入りまして6月の低温傾向が一変しまして、夏日また猛暑日ということで連日高温が続いており、先日行われましたJAの組合員交流会の時には37度近く上がったとのことでもたまたま16日の次の日は、60ミリの大雨になったということでめまぐるしい天気でなかなか作物もバテ気味で人間もバテ気味になっているのではと思いますまた、15日に農家の女性の方が熱中症で亡くなられたという大変痛ましい事故もありました。今後とも温度が上がる傾向にあるとは思いますが、どうか農作業には気をつけていただきたいと思います。間もなく麦の収穫、玉葱の収穫等始まろうとしています、なんとか安定した天気が続いていただき順調に作業が進むことを願いたいと思います。それでは今日の議案について、慎重審議していただき執り進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、6番 上野委員、7番 山田委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な

事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承ください。

議 長：日程第4 報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局： それでは、報告第16号の農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてご説明いたします。今回の案件は相続による所有権の移転1件であります。議案書をご覧ください。

番号10番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 最上5番1外6筆、
地目 記載のとおり、面積合計 71,349㎡、利用状況 普通畑、契約種類
相続、土地の引渡しの時期 平成24年6月18日、届出理由 死亡による相続
です。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたい
と思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第16号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第16号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第5 報告第17号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を
議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局： それでは、報告第17号農地所有適格法人の要件確認結果の報告について、ご説明
いたします。

「農地所有適格法人要件確認一覧」をご覧ください。今回報告されました法人は【法人の名称を読上げる】の2件です。今回報告されました案件につきましては、全ての項目において、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第17号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第17号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第6 議案第23号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第23号農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についてご説明申し上げます。

今回の要請は、先月の総会にて報告いたしました。●●●●さんと●●●●●●●●さんのあっせん結果において、売買価格が高額のため、保有合理化事業に移行することが望ましいとの判断により、津別町長に対し買入協議の通知を要請するものです。

議案書をご覧ください。

番号1番【所有権移転のあっせん申出者住所氏名説明】申し出に係る農用地 所在 東岡247番1外3筆、地目 記載のとおり、面積合計 86,681㎡、利用調整上特に問題となった事項 あっせん申出者は、所有農地の売買を希望していたことからあっせん調整を行い、相手方の選定において賃貸借をしていた借主に決定したが、売買価格が高額であるため、利用調整が成立しなかったためです。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第23号について、質疑を求めます。
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第23号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第7 議案第24号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第24号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回の案件は、賃貸借1件の申出がありました。議案書をご覧ください。
番号18番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 沼沢91番1、地目 牧場、面積 12,596㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年7月21日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円で10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借です。
借主は以前より貸主の農地を賃貸借していましたが、他の農地と終期をあわせて今回1筆追加で賃貸借をいたします。
位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第24号について、質疑を求めます。
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第24号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたします

す。

議 長：日程第 8 議案第 25 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第 25 号の現況証明願についてご説明いたします。

今回 1 件の申請がありました。

本申請地は、昭和 60 年に申請者が買い受けた農地で、現在 30 年～40 年のカラ松等があり、山林となっております。申請者は、転用の申請が必要なことを知らなかったため今回、所有権移転にあたり現況証明の申出を提出したものでございます。

なお、現地につきましては 7 月 7 日、田原委員・近藤委員・山田委員・事務局にて確認をしております。

議案書をご覧ください。

番号 2 番【申請者住所氏名説明】申請地 東岡 265 番 1 外 1 筆、公簿地目 畑、現況地目 農地、採草放牧地以外、面積合計 44,567㎡、利用状況 山林【所有者住所氏名説明】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第 25 号について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第 25 号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(13時45分)